

2012/03/15

## 知的照明システム推進協議会会費規定（20120315版）

1. 正会費の会費は次の通りとする。

入会金：3万円、年会費：10万円

2. 準会員の会費は次の通りとする。

入会金：3万円、年会費：1口1万円として、0以上9以下の任意の口数に応じた額

3. 特別会員の会費は無しとする。

4. 準会員は年会費の口数に応じて、本協議会が実施する諸活動の参加費が異なるものとする。

5. 本規定の改廃は運営委員会の議決による。

6. 本規定は知的照明システム推進協議会の活動が軌道に乗るまでの暫定的な額とし、その後は、活動の拡大に依存して変更するものとする。

7. 本規定は2012年3月15日から有効とする。

以上

### 会費に関する補足説明

#### 「会費について」

1. 正会員および準会員の入会金は3万円です。

2. 正会員と準会員の年会費は次の通りです。正会員：10万円、準会員：0から9万円、1万円単位で自由にご設定ください。その額により本協議会が主催する活動<sup>(注)</sup>の参加費が決まります。

正会員はすべての活動<sup>(注)</sup>に無料で参加でき、かつ、同一企業からの追加のご参加は5,000円の追加料金だけで可能です。準会員が本協議会主催の活動<sup>(注)</sup>に参加する際には所定の参加費が必要です。この参加費は年会費によって異なり、たとえば年会費5万円の準会員の場合、参加費は半額となります。本協議会主催のすべての活動<sup>(注)</sup>の参加費は年間の合計で15万円以上となります。このため、ほぼすべての活動に参加する場合、あるいはいくつかの活動に同一企業から複数の参加者がある場合には、正会員としてご入会いただくのが良く、反対に、参加する活動がほとんどない場合には年会費0円の準会員としてご入会いただければ良いと思います。年会費は支出可能なご予算に応じてお決めいただければ良いと考えています。

3. 入会金と年会費には消費税はかかりません。知的照明システム推進協議会は非営利の任意団体です。

4. 特別会員の入会金および年会費はありません。ただし、特別会員は本協議会から特別に依頼する企業だけに適用される会員種別です。

(注) 本協議会が認定する業務に関する講習会など、参加する企業に特定の利益が生じる活動を除きます。

以上